

淀川区災害時地域協力事業所・店舗等登録制度要綱

(目的)

第1条

淀川区の地域防災力の向上を目的として、地震・風水害等大規模災害時に、地域住民及び行政機関に協力し、地域貢献を行う意思を有する淀川区内に所在する事業所・店舗等（以下「事業所等」という。）を事前に登録する制度を設ける。

(協力内容)

第2条

登録事業所等（この要綱により登録した事業所等をいう。以下同じ。）の協力内容は、次のいずれかとする。

- (1) 消火・救出・救護活動の被害軽減活動
- (2) 技術及び資器材等の提供
- (3) 商品（飲料、食料品、生活用品等）の提供
- (4) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- (5) その他災害対策に必要な協力

(協力活動)

第3条

登録事業所等は、災害時において、自らの事業所等の安全が確保できた後、可能な範囲の協力を自らの意思に基づき行う。

- 2 災害発生時、淀川区災害対策本部長（以下「本部長」という。）は必要な場合、登録事業所等に協力要請することができる。
- 3 登録事業所等は地域の防災訓練等に参加するなど、普段から地域住民及び行政機関との協力が円滑に行われるように努める。
- 4 区役所ほか行政機関は登録事業所等が協力活動を行いやすいように、研修や地域との仲介等の支援をする。

(登録手続き等)

第4条

登録しようとする事業所等は、災害時地域協力事業所・店舗等登録申込書（様式第1号）により、本部長に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 本部長は、前項の規定による登録を行い、届出者に対して登録証及び掲示用標識を交付するものとする。
 - (1) 登録事業所等は、掲示用標識を事業所等の見やすい箇所に表示することができる。
 - (2) 登録事業所等が登録を取消する場合は、登録証を返却するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本部長は事業所等が次のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等
 - (2) 前号に掲げるもののほか、届出を受理することが適当でないと本部長が判断する事業所等

(費用負担)

第5条

登録事業所等の協力を要する費用は、事業所等の負担とする。

(秘密の保持)

第6条

登録事業所等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退職を提出した後も同様とする。

(登録情報の取扱)

第7条

登録された情報は、淀川区災害対策本部（淀川区役所）、淀川消防署、淀川区地域自主防災組織で共有し、災害時に活用するものとする。

(協力協定等の優先)

第8条

登録事業所等と淀川区長等の間に災害等の協定・申合せ等がある場合は当該協定等によるものとする。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。